

令和元年度健康づくり審議会対がん戦略部会  
がん登録推進専門委員会 会議録

1 会議の日時及び場所

- (1) 日 時 令和元年12月24日（火） 10時30分から11時10分まで  
(2) 場 所 兵庫県庁1号館1階A会議室

- 2 出席委員等の氏名 去來川 節子 太城 力良 西脇 親（代理出席）  
（敬称略） 丸山 英二 吉村 雅裕

計5名

3 議事

匿名化が行われた兵庫県がん情報の提供について

4 議事の要旨

- 開 会  
○挨 拶

〈山下健康福祉部参事兼疾病対策課長〉

事務局： 本日の委員会は、委員8名のうち、過半数を超える5名の委員の先生方にご出席頂いております。「健康づくり審議会規則第6条第2項」に基づく会議成立要件を満たしておりますことをご報告いたします。

それではこれより議事に移ります。進行につきましては吉村委員長にお願いいたします。

委員長： 本日は、今年1月から開始されたがん登録情報の提供に関し、申請が1件ございましたので、その審査をお願いしたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

〈事務局より、資料説明〉

委員長： 先ほどご説明のありました圏域別、市町村別の10件未満の罹患者数の提供の仕方については後ほどご議論いただくとして、まずは資料5のチェックの必要な部分、これについてご意見をいただきたいと思っております。元になるのが資料3の申請書類です。

まず、審査事項の1です。資料3の1ページにございますが、情報の利用目的の部分、法の趣旨に沿った目的であるか否かという事でございます。

疾病対策課で、がん登録のデータをもとに参考資料4を毎年発行されています。これに対してのデータの使用申請です。今までと違い、こうした審議がいるということですね。法の趣旨に沿ったものでしょうか。

委員： 非常に必要なことだと思います。

委員長： では、この項目は問題なしということによろしいですか。

全委員： 異議なし。

委員長： 次に3番の利用者の範囲ということになってまいります。利用者の役割が明確かつ妥当で、不要な者が含まれていないかどうか。いかがでしょうか。よろしいですか。

全委員： 異議なし。

委員長： 4番。利用する情報の範囲が、調査研究の目的とする成果を得るために妥当で、不要な情報が含まれていないか。いかがでしょうか。よろしいですか。

委員全員： 異議なし。

委員長： 5番。まず一つ目、利用する登録情報ですが、提供可能な情報と判断してよろしいでしょうか。

委員全員： 異議なし。

委員長： 2つ目、その情報及び調査研究方法が、目的、調査研究の内容から判断して妥当かつ必要な限度であるか。よろしいでしょうか。

全委員： 異議なし。

委員長： 3つ目、情報の利用に合理性があり、他の情報では調査研究目的が達成されないものであるか。よろしいでしょうか。

全委員： 異議なし。

委員長： 4つ目、調査研究の目的が、特定の個人、特定の病院等、特定の市町の識別を目的とするものではない。よろしいでしょうか。

全委員： 異議なし。

委員長： 6番の利用期間。調査研究内容から見て、整合的かつ必要な限度であると判断してよろしいでしょうか。

全委員： 異議なし。

委員長： 7番。利用場所等ですが、利用者の安全管理措置に示された措置が全て講じられているか。「講じられている」で、よろしいでしょうか。

全委員： 異議なし。

委員長： 8番。調査研究成果の公表方法及び公表時期。調査研究方法と公表時期が整合的であるか。整合的であると判断してよろしいでしょうか。

全委員： 異議なし。

委員長： 9番。情報の利用後の処置として、利用者の安全管理措置に示された措置が全て講じられている。よろしいでしょうか。

全委員： 異議なし。

委員長： では、資料5の1～9までは全てOKという事で。

最初にお話しさせていただきました、論点としてありました圏域別、市町別の10件未満の罹患者数の提供の仕方についてですが、これは原則秘匿となっています。この件に関し、ご意見を頂きたいと思っております。例えば具体的な資料で言いますと、参考資料4の64ページに具体的なデータが出ております。これを見ますと、例えば乳房の部分、男性は希少ながんとなり、400人に1人程度と言われていま

す。そこを見ますと、ほとんどの圏域、市町で1桁になっております。こういった1桁の数字をどうするかということですが、いかがでしょうか。

委員： 件数そのまま出しても問題ないと思います。

委員長： 個人情報を大事にするという観点もございしますが、いかがでしょうか。

委員： 1という数字の人は特定されてしまうかもしれませんが、複数になるとそんなに大きく目立たず、わからないと思います。

委員長： このもととなったのは先程ご説明がありました 参考資料2の情報利用規約です。この重要度というのはいかがなものでしょうか。

事務局： 先ほど委員が言われたように、特定に紐づけされていかなければ問題はなく、正確なデータを反映させるためには、具体的な件数の表示は必要でございます。しかし、例えば範囲が狭い所で少人数、しかも非常に希少ながんですと、限られた施設でしか扱っておりません。例えば口腔がん、郡部で、人口も少ない病院で、あそこのあの人だということになります。圏域が広くなれば薄まってなかなか特定されないのですが。どこまでをどのくらいの範囲でやるかということで、原則は国も我々も一応は秘匿とすとしておりますが、市町ごとにデータを出す時には、どうするかという事と圏域です。兵庫県のがん圏域は10圏域です。10の圏域を取り出す時はどうするかというので、少し大きさというかマスボリュームが違うので、それらをどう扱うのか。全て秘匿にするのか。全て出すのか、あるいはベースのマスが少ない市町レベルでは個人で紐づけされる可能性があるので、できれば秘匿で、少しマスボリュームの大きい圏域レベルでは、希少ながん種の少数でも良いのではないかと。その辺りをご議論頂きたいと思っております。

委員： 利用する側からすると圏域ごとでデータを見ます。同じ内容ではありますが、市町単位で出されたものは見ないです。行政(市町)は、見るかもしれませんが。

委員長： 1桁であればマスクするという事は、この圏域では少ないのだなという事は誰が見ても分かることで、その中で3とか4とかの数字がどういう意味を持ってくるかという事も考えて、どうするかを決めなければならないですね。

委員： 今回の利用については、数字が出る以上の細かい情報は公表されないのですね。先程例として出された、乳房のがんで男性の場合の1というところも見ましたが、この1がどういう症状かという情報は資料には公表されないのですね。

事務局： 症状やステージ等を絞って出すという事はないです。

委員： 数だけなのです。

事務局： 数だけです。

委員： 全国がん登録の情報をういない2015年症例までは10件未満も出していたのですよね。それが全国がん登録になったからといって出

さなくなるのは、ちょっとおかしい所はありますね。

事務局： 今まではサンプルだったという事で薄まっていたのかもしれませんが、今後は悉皆データになりますので、マスキングが無くなって1だったら確実に1というのがわかってしまうというところが、今後秘匿する場合の理由かと思います。

委員： 個人情報も大事ですが、データとして何件ぐらいなのかというの  
も必要だと思うのです。

委員長： 他の都道府県では1桁の数のところを3段階くらいに区切って、  
例えば2例3例まではマスクをする。3例4例以上は数字を出す。  
そうすることで情報について、危惧していることは少しは防げるの  
ではないかという対策をとっている地域があると聞いています。

事務局： まだまだ47都道府県全てがしっかりとデータの公表範囲を決めて  
はいないと思いますが、近隣府県では、今まで地域がん登録で出し  
ていたのだからこれからも問題なく出しますよという所もあります  
し、悉皆データなので10件未満はマスクしますというところもあり  
ます。また、委員長が今言われたように、数値もある程度少ないけ  
れどもいるだろうということで折衷案として0、1～3、4～6、  
7～9と4段階に分けて公表するとしているところもあると聞いて  
います。

委員： 地域が限定されると影響が出るということなのですね。

事務局： そうですね。ただ1～3だとどれだけ違うのかというところもあ  
ります。

委員： 1人だけだから個人が特定されるものなのか、というところす  
ね。

委員長： 特定される可能性は低いと思うのですが、そこは議論しておかな  
いとということですね。

事務局： あまり一般的なことではないと思いますが、特に遺伝性のがんに  
かかるような問題が出てきた場合に、積極的に特定しようとなった  
時には、可能性としてあるかなど。一方でデータというのは正確な  
数値でなければ正確な判断が出来ないことも、もちろんあります。

委員長： 使う方からすれば確かに数がはっきり分かっている方が良いです  
けども、使われる側からはどういう風に思われるかという事も考え  
た上で、いかがでしょうか

委員： 使われる側にとっても数字が0になっていたら、私は登録になら  
ないのかなと思ってしまいます。

委員： 国のレベルになれば、ぼやけて分かりにくいと思いますが、市や  
町ごとになると難しいですね。

委員： 数によってはマスクをして良いと思います。

委員長： そういったことを踏まえて考えると、圏域レベルでは今までどお  
り表示で、もう少し踏み込んだ市町レベルでは秘匿をする方向でい  
かがでしょうか。

委員： 圏域だけでなく、市レベルでも件数を出して良いのではないです

か。郡になれば少し気になりますが。匿名ですよ。私は全て公表でいいのではないかと思います。悪意で使う可能性はほとんどないのではないのでしょうか。全国で見てこの10年以内に患者さんに不都合が生じたことが過去にあるのでしょうか。対策を取るという点では今までどおりでいいという気がします。

事務局： 個人情報保護に重きをおいた考え方をしますと、地域がん登録を再開した時にも兵庫県の場合、条件付きで本人の同意を得ずに収集できるようになりまして、その時の委員会の議論も、がんというセンシティブな情報を本人の同意を得ずして収集するという事について、すごい抵抗があったようなこともございました。おそらく国レベルでもそういう議論があり、10件未満の規約が作られたのだと思います。

委員： 提供自体は、がん登録をなさっているところに提供するので問題ないと思うのです。10件というのはもっと機微な情報がつながる場合を想定し作られたと思うので、今回の数だけであれば普通の患者さんだったら気にされませんか。

委員長： 機微な情報というのは数プラス年齢とかプラスアルファの別の条件を入れた場合ということですね。

事務局： 今後どんどん紐づけができるようになった時のために、ハードルを設けているのではないかと。今までの地域がん登録をやっていたレベルの公表の範囲では、特段問題ないということですね。

委員： 今回予後情報もいらないということですし。かつて委員会の先生などが非常に個人情報を重視され、一旦廃止という事になったと思うのですが、その時とかなり雰囲気が変わっているように個人的には思います。

委員： データですからね。

委員長： ご意見も出揃ったと思います。委員会としましては、このまま数字を出すということで、答申したいと思います。ただし、委員が最後に言われたように、他の情報とつながるとなればマスクをつけて頂くということによろしいですか。

全委員： 意義なし。

委員： 提供先の健康財団の方が情報で紐づけされるかどうか、具体的なところがお詳しいので、そのあたり留意していただくということで。提供先の方で留意くださいというのをお願いしてください。

委員長： はい。それはさせて頂きます。それでは以上で終了したいと思います。では事務局にお返しします。